4．利益の処分に関する書類（案）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		54,833,191
当期総利益	54,833,191	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	5,394,362	
国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額		
教育研究の質の向上及び組織運営改善のための積立金	49,438,829	54,833,191

5．国立大学法人等業務実施コスト計算書（平成26年４月１日～平成27年３月31日）（単位：千円）

Ⅰ　業務費用：			
(1)　損益計算書上の費用			
業務費	2,098,568		
一般管理費	143,708		
財務費用	315		
雑損	70		
臨時損失	696	2,243,358	
(2)　（控除）自己収入等			
授業料収益	△　236,395		
入学金収益	△　29,328		
検定料収益	△　6,377		
受託研究等収益	△　6,108		
受託事業等収益	△　26,041		
寄附金収益	△　3,590		
資産見返寄附金戻入	△　20,063		
財務収益	△　47		
雑益	△　5,827		
臨時利益	△　0	△　333,780	
業務費用合計			1,909,578
Ⅱ　損益外減価償却相当額			100,822
Ⅲ　損益外減損損失相当額			―
Ⅳ　引当外賞与増加見積額			△　5,023
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額			△　12,234
Ⅵ　機会費用：			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	1,656		
政府出資の機会費用	12,819		14,475
Ⅶ　（控除）国庫納付額			―
Ⅷ　国立大学法人等業務実施コスト			2,007,617

6．注記事項

（重要な会計方針）

(1)　運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として期間進行基準を採用しております。

なお、特別運営費交付金プロジェクト分、特別運営費交付金「学長のリーダーシップの発揮」を更に高めるための特別措置枠に充当される運営費交付金については業務達成基準を採用し、特殊要因運営費交付金に充当される運営費交付金については費用進行基準を採用しております。

(2)　減価償却の会計処理方法

①　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としており、主な資産の耐用年数は以下の通りです。

建物	10～50年
構築物	10～50年
工具器具備品	2～15年
車両運搬具	3～6年

なお、受託研究収入により購入した資産については当該受託研究期間を耐用年数として、リース資産についてはリース期間を耐用年数とする定額法によっています。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

②　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3)　賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

(4)　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、期末自己都合要支給額に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

(5)　たな卸資産の評価基準及び評価方法

①　評価基準

低価法を採用しております。

②　評価方法

最終仕入原価法により行っております。

但し、金券類については個別法によっております。

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日